

令和2年4月1日

新たな食品表示制度の完全施行について

平成27年に食品表示基準が制定され新たな食品表示制度が開始されました。この新たな食品表示制度は、本年3月31日までの5年間は、従前の表示を行えるよう経過措置期間を設けておりましたが、本年4月1日から新たな食品表示制度が完全に施行されますので、改めて周知いたします。

新たな食品表示制度における主な変更点は、以下のとおりです。

- ・全ての一般用加工食品等に、原則、栄養成分表示を義務付け（別添1参照）
- ・個別の原材料や添加物に、原則、アレルギーの表示が必要（別添2参照）

その他、新たな食品表示制度に関する事項等については、消費者庁食品表示企画課のURLを御参照ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/

<問合せ先>

消費者庁食品表示企画課

TEL 03-3507-8800（代表）

FAX 03-3507-9292

平成27年4月1日から義務表示になっています
栄養成分表示を行っていますか？

食品関連事業者の皆様

一般用加工食品には

栄養成分表示が義務付けられています。

具体的な表示の例

必ず「栄養成分表示」と表示します。

食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します。

熱量及び栄養成分の項目の表示の順番は決まっています。

表示される値は分析のほか、計算等によって求めた値を表示することが可能です。

クッキー	
栄養成分表示 (1枚当たり)	
熱量	25kcal
たんぱく質	0.3g
脂質	1.1g
炭水化物	3.5g
食塩相当量	0.04g

栄養成分表示

検索

消費者庁食品表示企画課保健表示室 03-3507-8800(代表)
東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6F <https://www.caa.go.jp/foods/>

食品関連事業者の皆様からよくある質問

表示する値を求める際、必ず分析する必要がありますか？

◎ 必ずしも分析する必要はありません。

- 日本食品標準成分表(文部科学省 科学技術・学術審議会資源調査分科会報告)等のデータベースや原材料メーカーから入手した値を用いて、表示する値を求めることも可能です。
- ただし、栄養強調表示(低カロリー、減塩等の表示)をする場合や栄養機能食品の場合は、食品表示基準で定められた方法により得られた値を表示しなければなりません。

データベース等から計算して得た値を表示する場合に、「推定値」又は「この表示値は、目安です。」の表示は必要ですか？

◎ 必ずしも表示をする必要はありません。

- 食品表示基準で定められた方法で得られた値が、表示値の許容差の範囲内であれば、「推定値」等の表示は必要ありません。
- ただし、表示された一定の値について、許容差の範囲を超える可能性がある場合は、「推定値」等を表示する必要があります。この場合、値を設定した根拠資料を保管し、「推定値」又は「この表示値は、目安です。」のいずれかの文言を栄養成分表示に近接した場所に表示する必要があります。
- なお、下限値及び上限値で表示する場合は、「推定値」等で表示することはできません。

栄養成分表示の方法について詳しく分かる資料はありますか？

- ◎ 詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲げる次の資料を御覧ください。
 - リーフレット
「初めて栄養成分表示をする方へ 食品表示基準における栄養成分表示」
 - ガイドライン
「<事業者向け>食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン 第2版」

栄養成分表示

検索



消費者庁食品表示企画課保健表示室 03-3507-8800(代表)
東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6F <https://www.caa.go.jp/foods/>

アレルギー表示について

○ 食物を摂取等した際、食物に含まれる原因物質(アレルゲン)：主としてたんぱく質)を異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を起こすことがあります。これを食物アレルギーといいます。

○ 食物アレルギーを持つ消費者の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康危害等の程度、頻度を考慮し、特定原材料を定め、容器包装された加工食品について、当該特定原材料を含む旨の表示を義務付けています。

【主な食物アレルギーの症状】
 軽い症状：かゆみ、じんましん、唇やまぶたの腫れ、おう吐、ぜん息
 重症な症状：意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック

特定原材料等

根拠規定	特定原材料等の名称	理由	表示の義務
食品表示基準(特定原材料)	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)	特に発症数、重症度から勘案して表示する必要性の高いもの。	表示義務
消費者庁次長通知(特定原材料に準ずるもの)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重症な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。 特定原材料とするか否かについては、今後、引き続き調査を行うことが必要。	表示を推奨

表示例

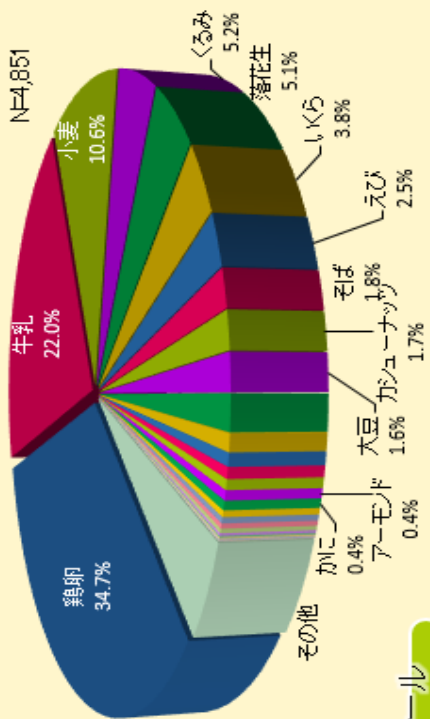
(アレルギー表示は、原則、個別表示。例外として、一括表示も可。)

【個別表示する場合】

原材料名：じゃがいも、にんじん、ハム(卵・豚肉を含む)、マヨネーズ(卵・大豆を含む)、たんぱく加水分解物(牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)／調味料(アミノ酸等)

【食物アレルギーの実態】 即時型症例の原因食物の内訳

出典：平成30年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書
 即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査(個別)を基に作成



主なルール

【代替表記】

特定原材料等と具体的な表示方法が異なるが、特定原材料等の表示と同一のものであると認められるものについては、その表示をもって特定原材料等の表示に代えることができます。
 例えば、「卵」であれば、「玉子」や「たまご」の表示をもって、「卵を含む」の表示を省略することができます。

【コンタミネーション】

原材料として特定原材料等を使用していない食品を製造等する場合であっても、製造工程上の問題等によりコンタミネーションが発生することがあります。他の製品の特定原材料等が製造ライン上で混入しないよう十分に洗浄するなどの対策の実施を徹底することが原則ですが、これらの対策の徹底を図ってもなおコンタミネーションの可能性が排除できない場合については、注意喚起表示を推奨しています。
 例：「本品製造工場では〇〇(特定原材料等の名称)を含む製品を生産しています。」

【可能性表示の禁止】

「入っているかもしれない」といった可能性表示は認められていません。

【一括表示する場合】

原材料名：じゃがいも、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物／調味料(アミノ酸等)、(一部に卵・豚肉・大豆・牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)

新たな食品表示制度の施行に関するタイムスケジュール

